

掛川市条例第7号

掛川市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

掛川市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年掛川市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（会計年度任用職員の給与の種類）</p> <p>第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）には給料並びに地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び<u>期末手当</u>を、同項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）には報酬<u>及び期末手当</u>を支給する。</p> <p style="text-align: center;">（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第6条 フルタイム会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在籍するフルタイム会計年度任用職員（任期が6月以上の者に限る。）に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその直近の金曜日）に支給する。</p> <p>2 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額、支給割合及び在職期間の算定方法については、規則で定める。</p> <p style="text-align: center;">（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第11条 第6条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。</p>	<p style="text-align: center;">（会計年度任用職員の給与の種類）</p> <p>第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）には給料並びに地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>を、同項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）には報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>を支給する。</p> <p style="text-align: center;">（フルタイム会計年度任用職員の期末手当<u>及び勤勉手当</u>）</p> <p>第6条 フルタイム会計年度任用職員の期末手当<u>及び勤勉手当</u>は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在籍するフルタイム会計年度任用職員（任期が6月以上の者に限る。）に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその直近の金曜日）に支給する。</p> <p>2 フルタイム会計年度任用職員の期末手当<u>及び勤勉手当</u>の額、支給割合及び在職期間の算定方法については、規則で定める。</p> <p style="text-align: center;">（パートタイム会計年度任用職員の期末手当<u>及び勤勉手当</u>）</p> <p>第11条 第6条の規定は、パートタイム会計年度任用職員<u>の期末手当及び勤勉手当</u>について準用</p>

<p>(パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償の支給方法)</p> <p>第14条 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償の支給方法については、規則で定める。</p>	<p>する。</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び費用弁償の支給方法)</p> <p>第14条 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び費用弁償の支給方法については、規則で定める。</p>
---	--

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。